改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第三項	老齢厚生年金	退職共済年金	
	前二項	同項	
	第一項各号に掲げる	同項各号に掲げる	
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第五項	厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第一号	
	加給年金額	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額、なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額及び加給年金額	
	全部	全部（なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項若しくは第五項又は第二十五条の四第二項若しくは第五項においてその例によるものとされたなお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる額及びなお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を除く。）	
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第七項	老齢厚生年金	退職共済年金	
	から第四項まで	、第三項	
	老齢厚生年金	退職共済年金	
	厚生年金保険法第三十六条第二項	なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第二項	
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第八項	前各項	第一項、第三項及び前三項	
	老齢厚生年金	退職共済年金	
	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法	
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第九項	障害者・長期加入者の老齢厚生年金	障害者・長期加入者の退職共済年金	
	同法	適用する改正後厚生年金保険法	
	前各項	第一項、第三項及び第五項から前項まで	
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十項	次条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金	なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金	
	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法	
	第一項、第二項	第一項	

2　平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により前項に規定する改正後厚生年金保険法の規定を適用する場合には、改正後厚年令第三条の四、第三条の二、第三条の六から第三条の七まで及び第六条の七の規定、平成二十七年厚生労働省関係整備政令第八条の規定による改正後の平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下この項において「改正後平成十六年厚年経過措置政令」という。）附則第十三条の二第一項の規定並びに改正後再評価令第四条第一項及び第三項、第五条、第六条並びに別表第一及び別表第二の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後平成六年国民年金等改正法附則第十一条第一項	改正後の厚生年金保険法附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条
	老齢厚生年金	退職共済年金
改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十六条第十四項	厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六及び前各項（第二項、第四項及び前二項を除く。）
	改正後の厚生年金保険法附則第八条	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法附則第十九条
	老齢厚生年金	退職共済年金

改正後厚年令第三条の四	法第四十三条の二第一項第二号イ	適用する改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた同法第一条の規定による改正後の法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の互助年金に関する法律の一部を改正する法律による改正後の地方公務員等共済組合法及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の互助年金に関する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の互助年金に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二第一項第二号イ
改正後厚年令第三条の四の二	法第四十三条の四第一項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号
改正後厚年令第三条の六の二	法第四十六条第一項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
改正後厚年令第三条の七の見出し	法第四十六条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項
改正後厚年令第三条の七	法第四十六条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項
	法第五十四条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項